

E8 異議

令和5年(け)第15号

決 定

申立人 今井 豊

上記の者からの付審判請求事件(前橋地方裁判所令和4年(つ)第3号)

について、令和5年2月22日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、異議の申立てがあつたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

10 高等裁判所が抗告審としてした決定に対しては刑訴法427条によって再抗告ができないのであるから、同法428条2項の適用の余地がなく、本件異議の申立ては不適法である。

よつて、刑訴法428条3項、426条1項により、本件異議の申立てを棄却することとし、主文のとおり決定する。

15 令和5年3月2日

東京高等裁判所第3刑事部

裁判長裁判官 安 東



20 裁判官 榆 井 英 夫



裁判官 渡 辺 美 紀 子



これは謄本である。

同 日 同 厅

裁判所書記官 中條朋子

